

## 山口市病児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、病気の子どもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(実施施設)

第2条 市長は、この事業を実施するに当たっては、実施施設（医療機関（医療機関併設の託児施設を含む。）に限る。以下同じ。）に委託するものとする。

(事業内容)

第3条 本事業の対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1)「病児対応型」事業

① 事業内容

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業とする。

② 実施要件

ア 対象児童は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童で、おおむね10歳未満までの児童（以下「病児」という。）とする。

イ 病児の看護を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上、配置すること。

ウ 本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たすものとし、市長が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。

(医療機関との連携)

第4条 実施施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、本事業の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築しなければならない。

2 実施施設は、対象児童の預かりについては、指導医・嘱託医と相談の上、一定の目安（対応可能な症例や利用時間等）を作成するとともに、保護者に対し周知し、理解を得ることとする。

(感染の防止)

第5条 実施施設は、体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染に配慮しなければならない。また、児童の受け入れに際しては、予防接種状況を確認するとともに、必要に応じ接種するよう助言しなければならない。

(実施方法)

第6条 実施施設は、当該施設の医師、指導医、協力医療機関から、本事業の対象児童として受け入れて差し支えない旨の確認を受けなければならない。

(費用)

第7条 実施施設は、本事業を推進するために必要な経費の一部として、別表第1に定める利用料並びに実施施設が定める登録料及び延長保育料を保護者から徴収することができる。ただし、登録料は、生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者世帯をいう。以下同じ。）の場合は無料とすることができる。

(委託料の支払い)

第8条 市長は、事業を受託する実施施設に対して、予算の範囲内で、委託契約に基づき別表第2に定める委託料を支払うものとする。

2 市長は、事業を利用する児童の世帯が生活保護世帯又は前年度分の市区町村民税非課税世帯である場合は、予算の範囲内で、委託契約に基づき別表第3に定める低所得者減免分加算額を前項の委託料に加算することができる。

(実績報告)

第9条 実施施設は、委託期間が満了したときは、速やかに市長に実績を報告しなければならない。

(委託契約の解除)

第10条 市長は、実施施設が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約に基づき当該委託契約を解除することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により委託契約を解除した場合において、既に委託料が支払われているときは、当該実施施設に対し、期限を定めて委託料の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日までの間は、職員配置について以下のとおりとする。

○ 職員配置

(1) 病児保育を実施するものとして職員を2名以上配置すること。

(2) 利用定員2名に対し職員1名の配置を基本とすること。

(3) 病後児・病児保育を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師、及び准看護師をいう。）を配置し、利用定員に応じて保育士等を配置すること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年9月18日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

病児保育事業利用料

利用者の世帯区分	児童1人当たりの利用料（日額）
生活保護世帯	0円
前年度分の市区町村民税非課税世帯	1,050円
上記以外の世帯	2,100円

注 利用料は、飲食物費を含む。

別表第2（第8条関係）

病児保育事業委託料

年間延べ利用児童数	委託料
10人以上50人未満	2,900,000円
50人以上200人未満	4,900,000円
200人以上400人未満	6,650,000円
400人以上600人未満	8,650,000円
600人以上800人未満	10,150,000円
800人以上1,000人未満	12,150,000円
1,000人以上1,200人未満	14,150,000円
1,200人以上1,400人未満	16,150,000円
1,400人以上1,600人未満	18,150,000円
1,600人以上1,800人未満	20,150,000円
1,800人以上2,000人未満	22,150,000円
2,000人以上	24,150,000円

別表第3（第8条関係）

低所得者減免分加算額

世帯区分	加算額
生活保護世帯	2,100円×年間延べ利用人数
前年度の市区町村民税非課税世帯	1,050円×年間延べ利用人数